

議案第6号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年渋谷区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 一般社団法人ササハタハツまちラボ

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 一般社団法人ササハタハツまちラボに職員を派遣することに関して必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

職員の派遣先団体を追加するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。